平成２２年（フ）第５４８２号
大阪府八尾市東山本町８丁目５番25号
債務者　青木　憲培
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４９４号
大阪府枚方市津田西町３丁目６番６号
債務者　中村　　明
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５０３号
大阪府大東市諸福３丁目８番45号
債務者　黒田　　恵
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２１号
大阪市都島区東野田町５丁目12番９号
債務者　西口　　均
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５２６号
大阪市住吉区苅田４丁目８番３―1002号
債務者　髙村　進矢
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５５５１号
大阪市北区浪花町12番21号ローズコーポ平沙401号室
債務者　御厨　成海
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３８号
大阪府豊中市庄本町１丁目５番６号
債務者　伊藤良雄こと　張　　良雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７４７号
大阪市平野区喜連東１丁目１番10号
債務者　出口由紀子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７５３号
大阪市平野区加美鞍作３丁目８番22号　太平１号館612号
債務者　岩井　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７６１号
大阪府東大阪市池之端町２番15号プライムハイツ402号
債務者　上田良恵こと　清水　良恵
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１号
埼玉県比企郡滑川町大字山田1329番地３
債務者　作田　　翔
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８６１号
千葉県船橋市南三咲４丁目３番16号　コーポ池田203号
債務者　星野ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６６号
千葉市中央区白旗３丁目９番11号　ネオハイツぴじょん210号
債務者　川名　久子
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第８６９号
千葉県市原市惣社１丁目３番地１
債務者　鈴木　唱治
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９０９号
千葉市稲毛区作草部町792番地　第一クロカワハイツ103号
債務者　齊藤　守國
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１４号
千葉県市原市五井2173番地２　ＨＩトゥルー309
債務者　江口　聡彦
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９１６号
千葉市中央区春日２丁目７番10号　メゾン春日102号
債務者　梅津　正文
1　決定年月日時　平成22年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係